

番号	質問	回答
1	<p>短期入所の現在の利用者状況を教えてください。</p> <p>例) 重症心身障がい ○名 医療的ケアー喀痰吸引等認定者による対応可能 ○名 医療的ケアー喀痰吸引等認定者による対応困難 ○名 等々</p>	<p>令和3年4月～12月における利用者状況</p> <p>①身障手帳1、2級かつ療育手帳A所持者……………27名 ②身障手帳3～6級かつ療育手帳A、B1、B2所持者……………7名 ③療育手帳Aのみ所持者……………69名 ④療育手帳B1又はB2のみ所者……………4名 ※①～④は重複のカウントはありません。 ⑤①～④のうち医療的ケア判定スコアのある利用者……………7名 ⑥⑤のうち医療的ケア者喀痰吸引等認定者による対応可能……………6名 ⑦⑤のうち医療的ケア者喀痰吸引等認定者でなくとも対応可能……………1名 ※医療的ケア者喀痰吸引等認定者でも対応困難な方におかれましては、利用契約を差し控えていただいている状況です。</p>
2	<p>生活介護の定員の考え方について 定員60名ですが、現在の平均利用者数は41.4名とのことなので、新規申請時には、実際の前年度平均利用者数で指定を受けることは可能でしょうか？</p>	<p>定員は、現在と同じ60名としてください。 本市は、指定管理者制度を導入するに当たり、新たな医療的ケア者の受入れを進め、1日の平均利用者数を60名に近づけることを目的の一つとしています。</p>
3	<p>利用者等の状況で「療育手帳のみの所持者数 7名」とありますが、あいほうぶ吹田の設置主旨に則っている方々でしょうか？</p>	<p>あいほうぶ吹田の設置目的は「障害者の自立と社会参加を支援し、あわせて市民相互の交流を図る」もので、指定管理者制度導入に当たっては特に医療的ケア者の受入れを進めることとしていますが、過去、療育手帳のみを所持する方であっても受入れを進めていた時期があり、現在でも引き続き利用を希望する方とは契約を続けています。 本市では、指定管理者制度導入に当たり、利用者・家族の負担、混乱をできるだけ軽減したいと考え、指定管理者制度移行後もあいほうぶ吹田の利用を希望する方々におかれては契約する旨を説明していますので、引き続き利用を希望される方とは契約を続けてください。</p>
4	<p>統括責任者について 管理者やサービス管理責任者を兼務することは可能でしょうか？</p>	<p>統括責任者につきましては、募集要項14ページに記載していますように、「生活介護・短期入所・施設管理等の指定管理全業務を統括する責任者」と位置付けていますので、障がい福祉サービス部門における管理者やサービス管理責任者の上席となる方を配置してください。(兼務不可)</p>

番号	質問	回答
5	<p>指定管理委託料について 変動部分に関する〈表2〉の、各年度の合計額に係る上限額の算出根拠を教えてください。</p>	<p>【指定管理者制度移行前想定】(63,914,400円)</p> <p>①医療的ケア者受入れ(51,768,000円……A) 区分3:11,000円×108人/月×12月=14,256,000円 区分2:9,000円×160人/月×12月=17,280,000円 区分1:6,000円×281人/月×12月=20,232,000円</p> <p>②リハビリ実施(7,596,000円……B) 1,000円×633人/月×12月=7,596,000円)</p> <p>③施設入浴実施(4,550,400円……C) 区分3:4,000円×6人/週×1.58回/人・週×4週/月×12月=1,820,160円 区分2:3,000円×6人/週×1.58回/人・週×4週/月×12月=1,365,120円 区分1:2,000円×9人/週×1.58回/人・週×4週/月×12月=1,365,120円</p> <p>【債務負担行為支出限度額の設定における想定】 1日の利用者が、令和5年～令和8年では毎年3名ずつ、令和9年では1名増加し60名に到達し、その後も60名の利用者が継続するものとし、計算しています。</p> <p>【令和5年度】(73,616,400円) ①A+11,000円×20人/月×3人×12月=59,688,000円 ②B+1,000円×13.5人/月×3人×12月=8,082,000円 ③C+4,000円×9回/月×3人×12月=5,846,400円</p>

番号	質問	回答
5 【続き】	指定管理委託料について【続き】 変動部分に関する〈表2〉の、各年度の合計額に係る上限額の算出根拠を教えてください。	<p>【令和6年度】(83,318,400円)</p> <p>①A+11,000円×20人/月×6人×12月=67,608,000円</p> <p>②B+1,000円×13.5人/月×6人×12月=8,568,000円</p> <p>③C+4,000円×9回/月×6人×12月=7,142,400円</p>
		<p>【令和7年度】(93,020,400円)</p> <p>①A+11,000円×20人/月×9人×12月=75,528,000円</p> <p>②B+1,000円×13.5人/月×9人×12月=9,054,000円</p> <p>③C+4,000円×9回/月×9人×12月=8,438,400円</p>
		<p>【令和8年度】(102,722,400円)</p> <p>①A+11,000円×20人/月×12人×12月=83,448,000円</p> <p>②B+1,000円×13.5人/月×12人×12月=9,540,000円</p> <p>③C+4,000円×9回/月×12人×12月=9,734,400円</p>
		<p>【令和9~14年度】(105,956,400円)</p> <p>①A+11,000円×20人/月×13人×12月=86,088,000円</p> <p>②B+1,000円×13.5人/月×13人×12月=9,702,000円</p> <p>③C+4,000円×9回/月×13人×12月=10,166,400円</p>

番号	質問	回答
6	<p>自主事業について あいほうぶ吹田の「設置目的の範囲内で可能」とありますが、 「障害者の自立と社会参加を支援し、あわせて市民相互の交流を図ること」 の目的として、介護・福祉職員を確保するための介護職員養成研修事業等や 日常生活訓練室（調理室）を活用して地域の配食事業等は、可能でしょう か？</p>	<p>自主事業の実施に当たっては、管理業務に影響することや、過度な自主事業 の実施により市民の使用を妨げる等、市民に不利益を与えることの無いよう にすることが必要です。</p> <p>①介護・福祉職員を確保するための介護職員養成研修事業等 当該研修の実施により、頻繁に貸館施設の使用が妨げられるのであれば、 市民への不利益が生じるため、実施は困難ですが、貸館施設の使用があまり 妨げられない程度の実施頻度であれば、自主事業の実施は可能と考えま す。 なお、募集要項32ページ<表9>の(32)のとおり、評価項目の対象となっ ています。</p> <p>②配食事業は毎日実施されることを想定しています。 調理機能は、厨房と日常生活訓練室にあります。日常生活訓練室は貸館 施設のため日々使用することによる市民への不利益を考慮しながら、貸館業 務に柔軟に対応できるならば、自主事業の実施は可能と考えます。 厨房は生活介護や短期入所の利用者への食事提供のため備えているもの で、それらサービスに影響のない範囲であれば自主事業で使用することは可 能と考えます。 ただし、利用者・家族は、第一に、指定管理者制度移行後も現行サービスを 安心して利用できることを求めていますので、実施の時機は、利用者等が安 心してサービスを利用していることを市において確認できてからになると考え ます。</p>
7	<p>施設内の清掃について 現在、市内の障がい者就労関係事業者へ委託していて、指定管理制度移行 後も・・・とありますが、障がい者就労関係事業者であれば、市外でも可能で しょうか？</p>	<p>吹田市立障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」業務仕様書の10ペー ジ「(2)施設の保安・衛生に係る管理」の3～4行目のとおり、吹田市内の障 がい者就労関係事業者へ委託してください。</p>

番号	質問	回答
8	<p>送迎車両12台が市の負担となっていますが、その12台の年式と車種はを教えてください。また、買い替えが必要になった場合も市の負担で準備して頂けるのでしょうか？</p>	<p>現在あいほうぶ吹田で送迎に使用している台数は12台で、その内本市(市)負担で6台、受託業者負担で6台使用しています。</p> <p>指定管理者制度移行を機に、現在送迎に必要な12台全てを市負担で所有するもので、令和5年3月から更に6台所有する予定です。</p> <p>所有方法はリースで、車検や修繕が必要となった場合には指定管理委託料を充ててください。使用に耐えなくなった場合には、市の負担で更新します。</p> <p>現在送迎に使用している車両は次のとおりです。</p> <p>現在市の使用分</p> <p>①マイクロバス2台(初年度登録(登録)平成29年10月、定員13名が1台。登録令和3年3月、定員10名が1台。)②普通車ワゴン3台(登録令和2年3月、定員9名が2台。登録平成29年11月、定員8名が1台。)③軽自動車(登録平成13年11月、定員3名が1台。ただし令和5年3月(予定)から新たな軽自動車に更新。)</p> <p>現在受託業者の使用分(すべて令和5年3月(予定)から市負担で新たな車両をリース)</p> <p>①マイクロバス1台②普通車ワゴン5台</p>
9	<p>貸館について</p> <p>①過去3年間程度の利用実績を教えてください。</p> <p>②「貸館対象の施設について変更する場合がある」とありますが、指定管理者制度移行時に相談可能、という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>①新型コロナウイルス感染症感染対策のため、令和2年3月から貸館業務を中止しており、平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)の利用実績をお示しします。</p> <p>なお、人数は延べ人数です。</p> <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール 3,174名 ・日常生活訓練室 352名 ・会議室Ⅰ 704名 ・作業室Ⅰ 123名 ・食堂Ⅰ 931名

番号	質問	回答
9 【続き】	<p>貸館について【続き】</p> <p>①過去3年間程度の利用実績を教えてください。</p> <p>②「貸館対象の施設について変更する場合がある」とありますが、指定管理者制度移行時に相談可能、という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>平成30年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール 3,112名 ・日常生活訓練室 362名 ・会議室Ⅰ 577名 ・作業室Ⅰ 214名 ・食堂Ⅰ 840名 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール 2,302名 ・日常生活訓練室 467名 ・会議室Ⅰ 428名 ・作業室Ⅰ 68名 ・食堂Ⅰ 765名 <p>②生活介護と貸館の部屋を入れ替える場合と、貸館の部屋を生活介護や短期入所等に転用する場合を想定しています。</p> <p>入替や転用に当たっては、その理由が正当であるという前提で、消防法等法令に則した施設改修が必要となる場合があり、また、転用においてはパブリックコメントの実施を伴う規則改正が必要となり、時間を要します。</p>
10	<p>貸館プールについて</p> <p>使用者の範囲に「その他市長が適当と認める者」とありますが、市外の障がい者のプール利用の場合はどのようになりますか？(可能な場合、その都度の申請・承認が必要でしょうか?)</p>	<p>貸館業務における利用者は、市内の障がい者を想定しています。</p> <p>市外の障がい者等の使用は、自主事業となり、市民の利用に支障が生じない範囲で、自主事業の承認を受ける必要があります。</p> <p>市の事業としての貸館業務のプールの使用においては「参考資料」の「吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則(令和5年4月1日施行分)」の第16条、第17条にお示しするとおり、使用簿への記入と、使用券の交付及び回収といった手続きが必要ですが、指定管理者が実施する自主事業(例えば定期的なプールリハビリ)では、状況に応じ簡素な使用手続きを検討します。</p>

番号	質問	回答
11	1階正面玄関付近のボランティアによる喫茶スペースについて 利用客はどのような方でしょうか？利用者ですか？外部から喫茶を目当てに 来られているお客さまでしょうか？	利用される方は、生活介護利用者として外部から来られる方で、コーヒーと菓子を 原価に近い料金で提供しています。 現在は新型コロナウイルス感染症感染予防対策のためボランティアによる運 営は実施しておらず、生活介護利用者に対応するにとどまっています。 新型コロナウイルス感染症感染予防対策以前においては、主たる利用客は生 活介護利用者で、時々外部の方も利用されることがあったという状況です。